

千代田区交通バリアフリー基本構想

～だれもが安全で快適に移動できるまちを目指して～

平成15年3月

(平成15年10月改定)

千 代 田 区

～ 千代田区交通バリアフリー基本構想の策定にあたって ～

千代田区は、江戸以来日本の政治、経済、文化の中心地として発展してまいりました。その発展を支えている基盤の一つとして交通網の整備があります。本区では、JRや都営・営団の地下鉄網さらにはバス路線や各種の道路など区内の交通網が高度に整備されており、これらが活発な社会活動を支え続けています。

現状の鉄道、道路をあらためて見てみますと、障害のある人はもちろん、高齢者などの交通弱者にとって必ずしも利用しやすいものとはなっていない箇所が見られます。地域の方々からも、買い物や病院への用事で鉄道を利用するとき、駅の階段が大変きついという話を多くお聞きしています。そこで、千代田区では第3次長期総合計画で、「だれもが安全で、快適に移動できるまちづくり」を目標とし、高齢者や障害者の方々などすべての人々が利用しやすい歩行空間の創出を目指すこととしております。

千代田区は、500メートルも歩けばどこかの駅に着くという地域であり、通勤通学で訪れる人も多く、昼間人口は100万人といわれるまちです。このため、本構想では皇居を除く区内全域を重点整備地区として位置づけました。自治体の区域全域を重点整備地区として計画策定するのは、全国的にも例のないことです。

私は、この基本構想に基づき、鉄道事業者、道路管理者、交通管理者が共通認識のもと連携を密に整備を進めていくことにより、日本の首都の中心にふさわしい都市環境を実現していきたいと考えております。

さらに、道路上での歩きたばこや放置自転車、置き看板を禁止する「生活環境条例」をバリアフリー化のソフト対策と位置づけ、ハード面の対策である本基本構想ともども積極的な取り組みをし、安全で快適なまちとして整備してまいります。

おわりに、この基本構想策定に際し、ご協力いただきました区民の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後ともご協力を賜り着実に計画を実現してまいります。

平成15年3月

千代田区長

石川 雅己



目 次

1 . 基本構想策定にあたって -----	1
(1) 交通バリアフリー法とは -----	1
(ア) 交通バリアフリー法制定の背景と経緯 -----	1
(イ) 交通バリアフリー法の仕組み -----	2
(ウ) 国が示すバリアフリー化の目標 -----	3
(2) 千代田区の現況 -----	4
(ア) 都市構造 -----	4
(イ) 人口 -----	5
(ウ) 公共交通網 -----	6
(エ) 道路 -----	9
2 . 基本構想の趣旨 -----	11
(1) 基本構想策定の趣旨 -----	11
(2) 目標年次 -----	11
(3) 基本構想の位置づけ -----	12
(ア) 基本構想策定の流れ -----	12
(イ) 基本構想の構成 -----	13
3 . バリアフリーの基本方針 -----	14
(1) バリアフリーの基本的な考え方 -----	14
(2) 重点整備地区 -----	16
(ア) 重点整備地区の指定 -----	16
(イ) 重点整備地区のエリア区分 -----	17
(3) アクションプログラム -----	18
(ア) 事業者別計画 -----	18
(イ) 事業スケジュール -----	24
4 . エリア別構想 -----	25
(1) エリア別構想策定の方針 -----	25
(ア) エリア区分と特定経路 -----	25
(イ) 鉄道駅のバリアフリー化の進め方 -----	27
(ウ) 道路のバリアフリー化の進め方 -----	28
(2) 重点整備地区の概要 -----	29
(3) エリア別構想に示す事項 -----	33
(4) エリア別構想 -----	35
・「御茶ノ水エリア」 -----	36
・「神田エリア」 -----	41
・「秋葉原エリア」 -----	47
・「飯田橋・水道橋エリア」 -----	53
・「四ッ谷・市ヶ谷エリア」 -----	59
・「九段下・神保町エリア」 -----	65
・「永田町エリア」 -----	71
・「東京・有楽町エリア」 -----	75
・「霞ヶ関エリア」 -----	81
5 . 基本構想の実現に向けて -----	87
参考資料 -----	89

参考資料目次

1. これまでの取り組み -----	89
(1) 整備構想の策定 -----	89
(ア) 整備構想策定の流れ -----	89
(イ) 整備構想策定会議体 -----	90
(ウ) 委員会・幹事会の議事骨子 -----	94
(2) 整備構想に寄せられた意見 -----	96
(ア) 募集方法及び期間 -----	96
(イ) 主な意見 -----	97
2. 国が示す基本方針 -----	98
(1) バリアフリー化の意義及び目標に関する事項 -----	98
(ア) バリアフリー化の意義 -----	98
(イ) バリアフリー化の目標 -----	98
(2) 公共交通事業者等が講ずべき措置 -----	99
(ア) ハード面 -----	99
(イ) バリアフリー化の目標 -----	99
(3) 基本構想の指針 -----	99
(4) バリアフリー化のために	
国及び地方公共団体が講ずべき措置、国民の協力 -----	99
(ア) 国及び地方公共団体が講ずべき措置 -----	99
(イ) 国民の協力 -----	99